

東京農業大学第二高校学校  
校長 大西 修

### 高等学校等就学支援金認定申請書類等の提出について

標記の件について群馬県総務部学事法制課から依頼がありました。つきましては、下記の通り申請書類等の提出をお願いします。

#### 記

#### 1. 就学支援金とは

##### ①制度の目的

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。生徒の在籍する高校が書類を取りまとめ、都道府県を通じて国へ申請します。

##### ②対象者

高等学校等に在籍している生徒が対象になりますが、保護者の収入状況による制限があります。

対 象: 保護者の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が 50 万 7,000 円未満

対象外: // 50 万 7,000 円以上

注) ◆ 保護者(父と母)の合計の税額で判断されます(3 ページ参照)

◆ 概ね年収 910 万円が目安となります(両親の一方が働いていて、高校生 1 人、中学生 1 人のサラリーマン世帯の場合)。ただし、家庭状況により大きく税額が異なる場合がありますので、必ず県民税所得割額と市町村民税所得割額をご確認ください。

判断基準が改正されましたが、  
目安の年収は変わりません。

##### ③支給額

3 ページの『私立高校の生徒に対する補助制度(群馬県)』をご覧ください。

対象となる生徒には月額 9,900 円(基礎額)が支給されますが、税額に応じて 1.5 倍、2 倍の加算があります。(納める年間の授業料が上限となりますので、本校の場合、2.5 倍加算はありません)

##### ④支給方法

学校が代わりに一括して受け取ります。支給の対象となるご家庭へは、

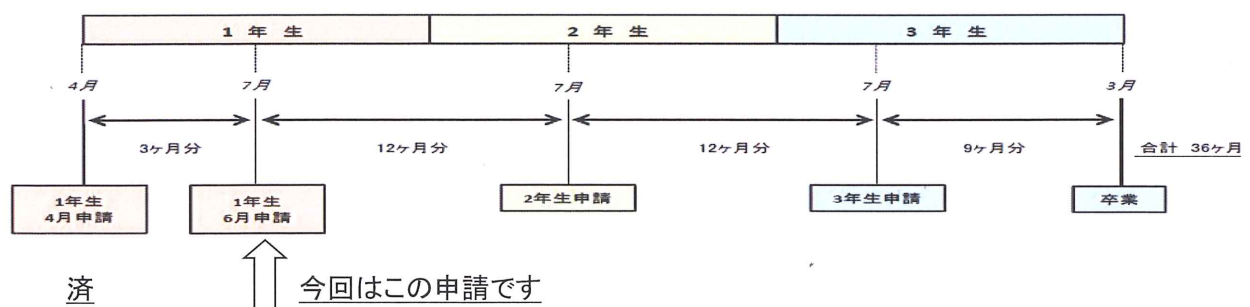
◆ 毎月の授業料から 9,900 円(基礎額)を引いた金額を納めていただきます。(3 ページ参照)

◆ 加算分については、12 月下旬と 3 月上旬の 2 回に分けて授業料等の振替口座へ振り込みます。

#### 2. 申請の方法

在学中の 3 年間、対象期間に合わせて 4 回、申請していただきます。

就学支援金の支給期間と申請時期



①提出書類

“対象になる方”も“対象にならない方”も以下の内容で**全員が封筒を提出**してください。

支給対象の有無	提出書類
対象にならない場合	・就学支援金支給対象に関する調査票(7月～翌年6月対象分) 【同封】
対象になる場合	・就学支援金支給対象に関する調査票(7月～翌年6月対象分) 【同封】 ・高等学校等就学支援金収入状況届出書 【同封】 ・保護者(父、母)の「平成30年度(平成29年所得分)所得課税証明書」 ※扶養控除内訳記載あり 【市区町村役場にて発行】

- 注) ◆ 所得課税証明書は必ず「平成30年度(平成29年度所得分)」をご提出ください。  
◆ 所得課税証明書の名称は市町村により異なりますので、6ページでご確認ください。  
◆ 兄弟姉妹が同時在学の場合、同封する所得課税証明書は1人が原本、他方はコピーで構いません。

②提出日及び提出先

**平成30年6月21日(木) HRでクラス担任へ**

注) 期限が過ぎてからの申請は、遡及できない場合がありますのでご注意ください。

3. 他の支援制度について

以下の支援制度については、就学支援金申請の事務処理が終了した後、対象者となる方にのみ連絡をいたします。

- ◆ 奨学のための給付金…全学年が対象
- ◆ 入学金減免事業補助金…新入生が対象

なお、東京都在住の方を対象とした『授業料軽減助成金』の申請書類については、東京都私学財団から学校に届き次第ご自宅へ郵送します。

4. その他

今回から、支給区分の判断基準が改正されましたが、群馬県の場合は指定都市がありませんので、群馬県内に在住の方は実質従来と変更はありません。

- ・改正前 : 市町村民所得割額
- ・改正後 : 県民税所得割額と市町村民税所得割額

就学支援金に関する事、他の支援金制度に関する事、各種奨学金制度(6ページ参照)に関するお問い合わせ・相談は、下記の事務部担当者へお願いします。

また、家計急変の事態(保護者の死亡・離婚、主たる家計支持者の失職等)が発生した場合は、同担当者へご連絡ください。

事務部担当者:水田 惇文、久下 希

☎027-323-1483

以上